

【令和6年4月1日改定：認知症対応型】

安平町デイサービスセンターサックル
(認知症対応型)
運 営 管 理 規 程

社会福祉法人 富門華会
安平町デイサービスセンター「サックル」

安平町デイサービスセンターサクル（認知症対応型）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人富門華会が開設するサクル指定介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業による第1号通所事業の事業（以下、「認知症対応型通所介護サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者（以下「職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な認知症対応型通所介護サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所の介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療・保健・福祉サービスとの綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 安平町デイサービスセンター「サクル」（認知症対応型・介護予防認知症対応型）
- (2) 所 在 地 勇払郡安平町早来栄町157番地1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員、兼務可）
管理者は、センターの従業者の管理及び指定通所介護の利用の申し込みにかかわる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員2名以上（常勤職員1名、兼務職員1名）
生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (3) 介護職員3名以上（非常勤職員3名）
介護職員は、利用者のサービス提供中における介護や支援及び送迎を行う。
- (4) 看護職員1名以上（非常勤職員1名）
看護職員は、利用者の健康管理（相談）の他、医師から指示された処置を行うとともに医療との連携を行う。
- (5) 機能訓練指導員1名以上（兼務職員1名）
機能訓練指導員は、要介護状態の軽減又は悪化防止のための機能訓練を行う。

- (6) 事務職員1名以上(常勤職員1名、兼務可)

事業所の庶務及び人事、会計等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(但し、12月31日～1月3日を除く)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時まで。(サービス提供時間9:00～16:15)
平成28年3月31日迄は、サービス提供時間は9:30～16:00。
- (3) 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第6条 事業の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 利用定員 10名(介護予防認知症対応型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業による第1号通所事業定員含む)

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の送迎
- (2) 入浴
- (3) 食事の提供
- (4) 健康状態の把握
- (5) 生活等に関する相談援助
- (6) 機能訓練
- (7) 介護予防
- (8) 家族に対する介護方法の指導

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、安平町内とする。

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第9条 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、要望及びそのおかれている環境等を十分に把握し、個別に認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業による第1号通所事業通所介護計画(以下、「認知症対応型通所介護計画」という。)を作成する。

2 認知症対応型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。

3 利用者に対し、認知症対応型通所介護計画に基づいた各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理と評価を行なう。

(利用料金)

第10条 事業の利用料は、次のとおりする。

なお、認知症対応型通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型通所介護サービスが法定代理受領サービス（※指定居宅サービス事業者や介護保険施設が、利用者である被保険者に代わって保険給付を受ける方法(代理受領)によって提供されるサービス）であるときはその1割の額とする。

2 前項で定める利用料のうち、当該認知症対応型通所介護サービスであるとき、保険者から発行される「介護保険負担割合証」にて、2割負担とされた利用者についてはその2割の額を、3割負担とされた利用者についてはその3割の額を、自己負担額とする。

3 次の科目については、実費を徴収することとする。

(1) 第8条の実施地域を超えて行う、事業に要した交通費。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

ア 事業所から片道概ね10キロメートル未満 100円

イ 事業所から片道概ね10キロメートル以上の場合、1キロメートルを超える毎に10円を加算

(2) 食事代

ア 1食あたり 550円

(3) オムツ代

(4) 前各号に掲げるものの他、認知症対応型通所介護サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

4 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得るものとする。

(利用にあたっての留意事項)

第11条 認知症対応型通所介護サービスの対象者は、要介護者及び要支援者とし、次の各号を満たす者であること。

(1) 自傷他害のおそれがないこと

(2) 第10条により定められた利用料金を支払うこと

(3) 利用契約書に記載する遵守事項を遵守すること

(秘密保持)

第12条 職員は、業務上知りえた利用者又は、その家族の秘密保持を厳守するものとする。

2 職員であった者が、業務上知りえた利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明記録の整備等、必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

3

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第15条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第16条 センターは、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(身体拘束)

第17条 センターは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(損害賠償)

第18条 センターは、介護サービスの提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行なうものとする。

(緊急時における対応)

第19条 職員は、認知症対応型通所介護サービスの実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または協力病院に連絡する等の措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第20条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害に備えて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理)

第21条 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるとともに、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生管理に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業所は、従事者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- ・採用時研修 採用後1ヶ月以内 ・継続研修 年7回

2 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年年4月1日から施行する。